

① 電子請求が始まります

令和6年度より、役場あてに送付する請求書に電子請求サービスが利用できるようになりました。

電子請求を行うことで請求書の送付にかかる郵送代や用紙費用が不要となり、経費削減や環境負荷軽減に役立てることができます。

電子請求の利用料はすべて無料ですが、振込口座や事業者情報などを登録する必要がありますので、まずは事前登録からお願いします。

特に事業者の皆さんは積極的にご活用ください。

○お問い合わせ

本庁 企画調整室 デジタル推進係

☎43-2177

✉10211030@town.kuroshio.lg.jp



黒潮町公式
ホームページ

② 世界禁煙デー・禁煙週間のお知らせ

世界保健機関(WHO)は、平成元年、5月31日を世界禁煙デーと定め、喫煙しないことが一般的な社会習慣となることをめざしています。そして日本では、世界禁煙デーから始まる1週間を「禁煙週間」として定めています。

令和2年4月1日から飲食店含め、人が集まる場所では「原則屋内禁煙」となり、望まない受動喫煙を防ぐための取組が進められています。

法改正の経過措置として、一部飲食店では、引き続き喫煙可能とすることができるようになっていますが、条件を満たすこと、保健所への届出および指定の書類を備えることが必須となっています。

また届出提出後、喫煙可能なお店には従業員や家族であっても20歳未満の方は入ることができません。ほかにも、喫煙可能であることを示す標識の掲示などの義務もあります。

受動喫煙によって、肺がんや脳卒中といった疾患のリスクが高まるといわれています。お客さんはもちろん、従業員や家族の健康を守るためにも、受動喫煙防止へのご協力をよろしくお願いします。

**5月31日
世界禁煙デー**



○お問い合わせ

本庁 健康福祉課 保健衛生係 ☎43-2836

**③ デジタルディバイド解消補助金のお知らせ
(5月1日開始)**

世間ではさまざまなサービスのデジタル化が進んでいます。そのようなサービスを利用するためには、スマートフォンなどのデジタル機器があると便利に使えます。

そこで、初めてスマートフォンを所有する方を対象に購入費用の一部を補助します。



◆主な条件

- 黒潮町に住民票のある方
- 初めてスマートフォンを持つ方
- 町の指定するアプリを使っていたり、上記の方にスマートフォン本体の購入代金のうち1/10(上限1万円)を補助します。

詳細は黒潮町公式ホームページまたは下記までお問い合わせください。

○お問い合わせ

本庁 企画調整室 デジタル推進係

☎43-2177

✉10211030@town.kuroshio.lg.jp



黒潮町公式
ホームページ

④ 【高知県からのお知らせ】

自動車税種別割の納付について

5月上旬発送予定の自動車税種別割の納付期限は5月31日(金)となっています。納付は必ず納期限までにお済ませください。

銀行、郵便局、農協など、お近くの金融期間やコンビニエンスストア、県税事務所の窓口、PayPayなどのスマホ収納での納付が可能となっています。

また、昨年度よりeI-QRを利用した「地方税お支払サイト」からのクレジットカード納付(※別途手数料がかかります)も利用可能となりました(詳しくは、納税通知書の裏面をご覧ください)。

また、金融機関で納付の際には、簡単・便利な口座振替の利用・申込もご検討ください。

質問・相談がありましたら下記までお問い合わせください。

なお、身体障がい者などの方の免除手続きの期限も5月31日(金)までとなっていますのでご注意ください。

○お問い合わせ

幡多県税事務所 ☎35-5974